

令和8年 第6回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月25日（木）
午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 25 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 43 分	
2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室	
3. 出席委員（17 人） 会長：16 番 興野 礼子 会長職務代理者：8 番 黒須 明 委員：1 番 大窪 克美、3 番 中村 東、4 番 堀江 恒夫、5 番 川上 恵、6 番 小口 久男、7 番 荒井喜代子、 9 番 奥畑 智子、10 番 小池 進、11 番 檜山 徳夫、12 番 田澤 稔、13 番 滝 薫、14 番 大森 浩之、 15 番 石川 翔平、18 番 大野 悟、19 番 大野 覚文	
4. 欠席委員（0 人）	
5. 遅参委員（0 人）	
6. 早退委員（0 人）	
7. 欠員 2 番、17 番	
8. 出席農地利用最適化推進委員（4 人） 13 番 大谷 頼正、14 番 寺島 京子、22 番 石岡 幸雄、23 番 黒尾 賢一	
9. 議事日程	日程第 1 議事録署名人の指名について
	日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
	日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
	日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
	日程第 5 議案第 4 号 非農地判断願出による非農地通知の交付について
	日程第 6 議案第 5 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第 17 号）に係る意見聴取について
10. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 仁志、係長 大橋 伴美、主事 高橋 凌介	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和 8 年第 6 回総会を開会いたします。まずは、興野 礼子 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（興野）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	出席委員は、17 名中 17 名で定足数である過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏

(事務局長(相ヶ瀬))	山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、興野会長にお願いいたします。
議長	直ちに会議を開きます。(午後 2時 01分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 経過報告を朗読 > < 第5回総会の議案第3号「営農型発電設備の下部の農地における営農計画の変更について」に係る質問について、資料のとおり回答 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 6番 小口 久男 委員、7番 荒井 喜代子 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 大橋 伴美 氏と、高橋 凌介 氏を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局(大橋)	< 議案第1号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、6番 小口 久男 委員。整理番号2・3、8番 黒須 明 委員。整理番号4、15番 石川 翔平 委員。
6番 小口 久男 委員	受人は非農家ですが、今まで口約束で作付けしていたところを今回取得できることになり、申請に至ったそうです。6月16日、石岡推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、ネギ、ジャガイモ、トマト等自家消費野菜を作付予定。農業従事経験及び農業形態、約13年、非農家。農機具・家畜の保有状況、耕運機1台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
8番 黒須 明 委員	6月20日、大谷推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。現在、受人が耕作しております。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、デントコーン。農業従事年数及び農業形態、約27年、専業農家。畜産業を営んでおります。農機具・家畜の保有状況、トラクター4台、ローダー5台、コーンハーベスター2台。取得地への通作距離、約1.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田797a、畑1,715a、採草放牧地338a、計2,850a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 6月20日、大谷推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。現在、受人が耕作しております。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約20年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、コンバイン1台。取得地への通作距離、約0.6km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田104a、畑9a、採草放牧地13a、計126a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3

(8番 黒須 明 委員)	条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
15番 石川 翔平 委員	6月17日、秋元推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号4のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、野菜。農業従事年数及び農業形態、約53年、第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、田植機2台。取得地への通作距離、約9km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田102a、畑38a、計140a。周辺地域との関係（権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響）、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
22番 石岡幸雄 推進委員	(整理番号1について) 今回の案件については、受人が農地を維持管理してきた方なので、最適な人材だと思います。よろしく願います。
13番 大谷頼正 推進委員	(整理番号2・3について) 現在、受人が作付けしておりますので、特に問題はありません。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、7番 荒井 喜代子 委員。
7番 荒井 喜代子 委員	6月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。転用事業者、●●●。農地区分、第1種農地（集落に接続あり）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が畑、西が田、南が畑、北が宅地。同意書、なし。杭打ち時に挨拶済、隣接農地の一部は申請者所有。転用計画、平成20年頃に土留めのコンクリートを施工、令和元年頃に簡易物置を設置して住宅敷地として使用していたが、今般、●●●に娘夫婦の住宅を建築するにあたり測量を行ったところ、当該地が農地であることが判明し、農地法の手続きを行っていなかったため、申請に至った（始末書あり）。また、転用事業者世帯は農業を営んでおり、農作業具等用の物置が必要である。総事業面積、167㎡。転用面積、167㎡。転用目的、住宅敷地拡張。出入口、北側。その他、土留のコンクリートを施工済、簡易物置を設置済。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、なし。排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、該当なし（住宅敷地として整備済）。事業着工の時期、該当なし。その他（他法令等との関係等）、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済（該当なし）。第1種農地であるが、集落接続の日常生活上必要な施設として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
23番 黒尾賢一 推進委員	特に問題ないと思います。

議長	●●●地区担当 13 番 滝 薫 委員、何かありますか。
13 番 滝 薫 委員	周辺農地に何の影響もないので、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第4 議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1、7番 荒井 喜代子 委員。整理番号2、15番 石川 翔平 委員。
7 番 荒井 喜代子 委員	6月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、親子（父と娘夫婦）。転用事業者、●●●、●●●。農地区分、第1種農地（集落に接続あり）。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで田、西が田、南が道・水路を挟んで田、北が宅地・畑。同意書、なし。杭打ち時に挨拶済、隣接農地の一部は申

(7番 荒井喜代子 委員)	請者所有。権利の移転、設定、使用貸借権の設定(40年間)。転用計画、転用事業者は、現在、妻と市内にある妻の実家で生活しているが、手狭のため、妻の実家近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を貸借できることになり、申請に至った。総事業面積、499㎡。転用面積、499㎡。転用目的、一般住宅(軽量鉄骨造2階建、1階73.31㎡、2階22.59㎡)。建築面積、80.01㎡。出入口、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透処理。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年7月10日から令和8年11月30日まで。その他(他法令等との関係等)、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。第1種農地であるが、集落接続の住宅として転用の不許可の例外に該当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
15番 石川 翔平 委員	6月23日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第3号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、祖父と孫。転用事業者、●●●。農地区分、第3種農地(第一種中高層住居専用地域)。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が宅地、西が宅地・畑、南が原野、北が道を挟んで宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、贈与による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、夫、子1人と●●●の借家で生活しているが、手狭となってきたため、新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できることになり、申請に至った。総事業面積、486㎡。転用面積、486㎡。転用目的、一般住宅(木造2階建、1階66.24㎡、2階49.68㎡)。建築面積、68.31㎡。出入口、北側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し側溝に放流。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和8年10月1日から令和9年2月28日まで。その他(他法令等との関係等)、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済(該当なし)。道路占用については建設課と協議済(許可の見込みあり)。第3種農地のため立地基準的には原則許可。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
23番 黒尾賢一 推進委員	(整理番号1について) 特に問題ないと思います。

議長	●●●地区担当 13 番 滝 薫 委員、何かありますか。
13 番 滝 薫 委員	特にありません。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございますか。
9 番 奥畑 智子 委員	資料 10・11 ページの平面図の建築主氏名が「●●●様」となっていますが、受人の氏名と違うのはどうしてですか。
事務局（大橋）	受人は今年結婚したのですが、結婚する前の名字が●●●となります。夫が婿入りして妻の名字となりました。
	< 他に質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、その他異議等がないようですので、申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 5 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1、11 番 檜山 徳夫 委員。
11 番 檜山 徳夫 委員	6 月 18 日に、寺島推進委員、願出人と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。願出人、願出地は議案第

(11 番 檜山 徳夫 委員)	4号 整理番号1のとおりです。調査方法、現地で本人から聞き取り及び関係書類等を見て確認。土地の履歴、令和5年10月 相続により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、願出地は、昭和54年頃から不耕作となり、篠や雑木等が繁茂し、現在に至る。5筆全て、赤（再生利用の困難な農地）。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、再生利用が困難な農地。調査の結果、再生利用が困難な農地と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、推進委員の方で、ご意見等ありますか。
14 番 寺島京子 推進委員	檜山委員の報告のとおり、再生利用が困難な農地ですので、よろしくお願いします。
議長	これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
	< 質疑・異議なし >
議長	ただいま上程中の、議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、異議等がないようですので、願出のとおり非農地と判断し、非農地通知を交付することに、ご異議ございませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり非農地と判断し、非農地通知を交付することに決定いたしました。 次に、日程第6 議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第17号）に係る意見聴取について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第5号 議案書の朗読 >

議長	内容について、事務局から説明をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	議案第5号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第17号）に係る意見聴取について」ご説明いたします。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、「農地中間管理権の設定」について、市から農業委員会に意見聴取の依頼があったものです。今回依頼のあった、農用地利用集積等促進計画案（第17号）については、【地域計画区域内】新規1件、更新1件。農地中間管理権の設定を受ける者2名、農地中間管理権の設定をする者2名です。設定面積は、4,987 m ² です。令和8年度累計は、209,418 m ² です。権利設定の内容等は、資料のとおりです。なお、本案は、令和8年7月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。 ＜ 質疑・異議なし ＞
議長	ただいま上程中の、議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第17号）に係る意見聴取について」 は、異議等がないようですので、「意見なし」として回答することに、ご異議ございませんか。 ＜ 異議なしの声 ＞
議長	異議なしと認め、日程第6 議案第5号 「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画案（第17号）に係る意見聴取について」 は、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2時 43分 ）

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年6月25日

議 長

6 番

7 番